

ご予約に先立ちまして、美風商会（以下、当社）が運営、管理する素泊まり民宿きよらかぜ（以下、当館）を利用するに当たって、利用規約と宿泊約款を必ずご確認ください。予約が完了した時点で、以下の内容について全て同意した頂いたものとします。

ご利用様の不注意によって発生した事項や、本規約・約款に従わずに起きた事故に関して、当社は一切の責任を負いません。また、当館に損害が発生した場合は、賠償して頂くことがございます。

本規約・約款に定められていない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。

利用規約

ご利用にあたり、以下の事項についてお守り頂きますようお願い致します。

お守り頂けない場合や周辺住民からの通報があった場合、その時点でご退去頂き、今後のご利用をお断りすることがございます。なお、この場合の宿泊代金は返金致しません。また、退去に係るご利用様の損害について、当館は一切の賠償・責任は負いかねます。

1. 事前に宿泊されるご利用者様以外の宿泊はご遠慮ください。また、ご予約は必ず当館を利用される方がお手続きください。
2. 奄美大島は 2021 年に世界自然遺産に登録された、希少生物が多数生息している島です。豊かな自然を守るため、島外からの動植物の持ち込みや島外への持ち去りはご遠慮ください。
3. 環境への配慮、防災の観点から、当館は屋外含め敷地内はすべて禁煙となっております。葉巻や紙巻きタバコを始め、加熱式タバコ、電子タバコの使用はご遠慮ください。また、花火もご遠慮ください。使用が発覚した場合、予約時に手続きされた方（以下、代表者様）に清掃費用を実費で請求する場合がございます。
4. 当館の設備や備品を汚損、破損しないよう十分注意してご利用ください。また、有料のアメニティを使用される際は必ずお電話にてご連絡頂き、代金のお支払いをお願いいたします。アメニティの代金は現金でのみ承っております。設備や備品の汚損、破損を発見次第、修復や補充に係る費用を代表者様に実費で請求する場合がございます。
5. ご利用後、当館宛に通常考え得る範囲を著しく超過した光熱水道費が請求された場合、その費用を代表者様に実費で請求する場合がございます。節水、節エネルギーの観点からも、通常の範囲内でのご使用をお願い致します。
6. 騒音や敷地外での喫煙など、近隣の住民に迷惑を及ぼしかねない行為はお控えください。
7. 現金やスマートフォンなど、お荷物の管理には十分ご注意ください。当館は素泊まり民宿という業務形態上、スタッフは常駐しておりません。お客様のお荷物は一切お預かり致しかねます。
8. 地震や台風などの天災によってフェリーや飛行機が運休になった場合、当社より代表者様へご連絡差し上げます。この場合に限り、宿泊代金の返金を銀行振り込みにて承ります。その際の振込手数料は当館が負担致します。

返金手続きに入る際には代表者様宛にメールにてご連絡致します。

入金確認された場合、5 日前後（土日祝休日を挟む場合は 5 営業日前後）に代表者様の口座にお振込み致します。

(ア) クレジットカード決済の場合、即時決済となります。当社で入金を確認してから返金手続きに入らせて頂きます。

(イ) 銀行振込の場合、お支払い時にかかった振込手数料はお返し致しかねます。あくまでも宿泊代金のみの返金となりますのでご了承ください。

9. 体調不良など、ご利用者様のご都合でキャンセルになる場合はキャンセル料金が発生します。キャンセルの場合は当館ホームページに記載の電話か、メールフォームにてご連絡をお願い致します。

キャンセルに伴って返金が発生した場合、返金時の振込手数料はご利用者の負担になります。

無断キャンセルはお控えください。今後のご利用をお断りする場合がございます。

キャンセル料金は以下の通りとなります。

(ア) 当日キャンセルもしくは無断キャンセル 宿泊料金 100%

(イ) 3日前～前日キャンセル 宿泊料金 50%

(ウ) 4日前より早くご連絡くださった場合は、キャンセル料金は発生しません。

宿泊約款

【適用範囲】

第1条

1. 当館が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
2. 当館が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

【宿泊契約の申込み】

第2条

1. 当館に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当館に申し出ていただきます。
 - (1) 宿泊者名
 - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
 - (3) 泊料金(原則として別表第1の基本宿泊料による。)
 - (4) その他当館が必要と認める事項
2. 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当館は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

【宿泊契約の成立等】

第3条

1. 宿泊契約は、当館が前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当館が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
2. 当館が前項の通知を送ったにもかかわらず、宿泊者の故意又は過失でこの通知を受け取れなかった場合でも、宿泊契約は成立したものとします。
3. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
4. 第2項の申込金を同項の規定により当館が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当館がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

【申込金の支払いを要しないこととする特約】

第4条

1. 前条第2項の規定にかかわらず、当館は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
2. 宿泊契約の申込みを承諾するに当たり、当館が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

【宿泊契約締結の拒否】

第5条

当館は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申し込みが、この約款及び利用規約によらないとき。
- (2) 満員により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。

(4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力

ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき

ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの

(5) 宿泊しようとする者が、近隣住民に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。

(6) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。

(7) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。

(8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。

(9) 保護者の許可なく未成年者のみで宿泊しようとする、もしくは宿泊しているとき。

(10) 鹿児島県の条例の規定する場合に該当するとき。

【宿泊客の契約解除権】

第6条

1. 宿泊客は、当館に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2. 当館は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当館が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当館が第4条第1項の特約に応じた場合にあつては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当館が宿泊客に告知したときに限ります。

3. 当館は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後6時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

【当館の契約解除権】

第7条

1. 当館は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

(1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。

(2) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。

イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力

ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき

ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの

(3) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。

(4) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。

(5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。

(6) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。

(7) 鹿児島県の条例の規定する場合に該当するとき。

(8) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当館が定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき。

2. 当館が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

【宿泊の登録】

第8条

1. 宿泊客は、宿泊日当日、当館において、次の事項を申し出ていただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、年令、住所、電話番号
- (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
- (3) 出発日及び出発予定時刻
- (4) その他当館が必要と認める事項

2. 宿泊客が第12条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

【客室の使用時間】

第9条

1. 宿泊客が当館の客室を使用できる時間は、チェックイン可能時刻（14時～18時）からチェックアウト期限時刻（翌朝10時）までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

2. 当館は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。

- (1) 超過3時間までは、室料金の30%（大人1名につき1,500円、子供1名につき600円）
- (2) 超過6時間までは、室料金の50%（大人1名につき2,500円、子供1名につき1,000円）
- (3) 超過6時間以上は、室料金の全額（大人1名につき5,000円、子供1名につき2,000円）

【利用規則の遵守】

第10条

宿泊客は、当館内においては、当館が定めて示した利用規約に従っていただきます。

【営業時間】

第11条

1. 当館の主な施設等の営業時間は備付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクター等で御案内いたします。

2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

【料金の支払い】

第12条

1. 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。

2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当館が認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当館が請求した時、当館内において行っていただきます。

3. 当館が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

【当館の責任】

第13条

1. 当館は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当館の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

2. 当館は、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

【契約した客室の提供ができないときの取扱い】

第 14 条

1. 当館は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。
2. 当館は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当館の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

【寄託物等の取扱い】

第 15 条

1. 当館は、トラブル防止のため、宿泊者の寄託物を預かることはありません。宿泊者の責任において、厳重に管理してください。当館に故意又は重大な過失がある場合を除き、宿泊者の貴重品及び所有物について一切責任を負いかねます。
2. 宿泊客が、当館内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品について、当館の故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当館は、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては、当館に故意又は重大な過失がある場合を除き、3万円を限度として当館はその損害を賠償します。

【宿泊客の手荷物又は携帯品の保管】

第 16 条

1. 当館においては、宿泊客の手荷物の事前預かりは受け付けていません。宿泊客の荷物は、宿泊客自身が責任を持って管理します。
2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当館に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当館は、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。
3. 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当館の責任は、第1項の場合にあっては前条第1項の規定に、前項の場合にあっては同条第2項の規定に準じるものとします。

【駐車場の責任】

第 17 条

宿泊客が当館の駐車場をご利用になる場合、当館は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当館の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

【宿泊客の責任】

第 18 条

宿泊客の故意又は過失により当館が損害を被ったときは、当該宿泊客は当館に対し、その損害を賠償していただきます。

別表第 1 宿泊料金等の内訳(第 2 条第 1 項及び第 12 条第 1 項関係)

		内 訳
宿泊客が支払うべき総額	(税込) 宿泊料金	室 代：大人 5,000 円、子供 2,000 円
	追加料金	アメニティ代：各々設定された金額に依る

備考 1 基本宿泊料は当館 HP やパンフレットに掲示する料金表によります。

備考 2 大人料金は高校生以上、子供料金は小・中学生に適用します。未就学児の利用は無料です。

備考 3 追加料金は使用時に発生します。

別表第 2 違約金(第 6 条第 2 項関係)

契約解除の申出を受けた日	不 泊	当 日	前 日	2 日 前	3 日 前
1 名あたり	100%	100%	50%	50%	50%

備考 1 宿泊者が宿泊中に一部の宿泊日の取り消しを申し出て、それを当民宿が承諾した場合、その取り消した宿泊日全てに対して、上表の違約金を収受します。